

障害児通所支援事業所に対する行政処分(指定の取消)について

児童福祉法の規定に基づく監査を行った結果、障害児通所給付費の不正請求が判明したため、下記のとおり行政処分(指定の取消)を行うもの。

1 対象事業者及び事業所

事業者(法人)名	株式会社C-Smile
代表者名	代表取締役 江上 智重子
事業所名	おーぷんはーと
事業所所在地	北九州市八幡西区瀬板一丁目2番17号
サービスの種類	児童発達支援、放課後等デイサービス
事業所番号	4056715347

2 行政処分の内容

指定の取消 (指定取消年月日:令和5年12月31日付)

3 処分の原因となる事実

●給付費の不正請求【児童福祉法第21条の5の24第1項第5号】

利用者2名について、令和3年4月から令和4年5月までの間、実際はサービスを提供していなかったにもかかわらず、サービスを提供していたかのように装った記録を作成し、不正に給付費を請求した。

児童福祉法第二十一条の五の二十四(抜粋)

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第二十一条の五の三第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

五 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

4 行政処分の効果等

(1)不正受給額及び返還請求額

- ・不正受給額:対象利用者2名の令和3年4月～令和4年5月の給付費受領額
- ・返還請求額:不正受給額に加算金40%を加えた額について、返還請求を行うもの。
 - 不正受給額 2,627,378円 … ①
 - 加算額(①×40%) 1,050,951円 … ②
 - 返還請求額(予定) 3,678,329円 … ③(①+②)

(2)欠格事由の該当

株式会社C-Smileは、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は、障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。また、欠格事由に該当するものが役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消の日から起算して5年を経過しない間は障害児通所支援事業所の指定を受けることができない。